

鈴鹿市地域防災計画（案）

鈴鹿市防災会議

（修正部分のみ）

令和3年6月

第2章 鈴鹿市の概況

第2章 鈴鹿市の概況

災害を未然に防止するためには、本市の特質を把握することが必要である。災害に関わる特質として考えられる、地形・地質等の自然条件と人口などの社会的条件について述べる。

第1節 自然条件

第1項 地勢

鈴鹿市は、三重県の北部に位置し、東は伊勢湾に面し、西は鈴鹿山脈で滋賀県に接するほか亀山市と接し、北は四日市市に、また、南は津市の3市に接している。

地形は、市の西部を南北に海拔300mから900mの鈴鹿山脈が走り、その山ろくから鈴鹿川左岸に至る地域は、海拔30mから300mの内部川開析扇状地が広がっている。

鈴鹿川右岸から海岸にかけては海拔0mから10mの鈴鹿川流域の沖積平野と海岸線の後退によって生じた、海岸平野が形成されている。

市の中南部は、洪積層である稻生丘陵、道泊台地、神戸台地及び郡山台地が海拔10mから80mで分布し、その間を中ノ川が沖積平野を形成している。

市の概形は、東西22.6km、南北21.9kmの扇形に近い形で、面積194.46km²を有している。

第2項 気候

鈴鹿市は、伊勢平野の中心より、やや北寄りに位置し、~~年平均気温は16.0℃、年間降雨量約1,607mm（津観測所、昭和56年～平成30年平均）~~年平均気温は16.3℃、年間降雨量約1,613mm（津地方气象台、平年値：1991年～2020年平均）という恵まれた気候である。しかし、冬は養老山地と伊吹山の間を抜けてくる強風（俗に「鈴鹿おろし」という。）のために寒く、市の北西部では比較的降雪量も多く、まれには海岸部まで積雪が見られることがある。

年間を通しての風向きは、亀山市寄りの西部地域では西風が、平野部では北西風が多い。

~~台風も年に2回から4回は接近、又は上陸するが、台風の東海地方への接近数の平年値は年間で3.5個であるが、最も注意をはらわなければならないのが台風進路の右側となる紀伊半島上陸コースである。~~

第3章 防災組織

本部〔◎部長，班長 ○副部長，副班長〕

部	班	所掌事務	班員
	危機管理班 ◎防災危機管理課長	1 災害対策本部の運営 2 避難情報の発信 3 関係機関等との連絡調整 4 防災行政無線局の管理運営 5 気象予警報等の收受 6 災害記録	防災危機管理課員
総務管理部 ◎総務部長 ○政策経営部長 ○議会事務局長 ○選挙管理委員会事務局長 ○監査委員事務局長	総務班 ◎情報政策課長 ○交通防犯課長 ○総合政策課長 ○秘書課長 ◎総務課長 ○男女共同参画課長 ○市民対話課長 ○議事課長 ○監査委員事務局次長	1 被害状況の収集及び報告 2 災害情報発信 3 各種事務処理 4 各課所管の災害対策業務 5 ワンストップ窓口の設置	情報政策課員 交通防犯課員（交通安全・防犯Gの職員） 総合政策課員 秘書課員 総務課員 男女共同参画課員 市民対話課員 戸籍住民課（管理・個人番号Gの職員） 議事課員 選挙管理委員会事務局員 監査委員事務局員
	支部 別表参照	別表参照	別表参照

第3章 防災組織

<p>建築対策部 ◎都市整備部長 ○都市整備部参事(課長を兼務する者を除く)</p>	<p>営繕班 ◎住宅政策課長 ○公共施設政策課長 ○建築指導課長 ○都市計画課長</p>	<p>1 建設班の協力 2 各課所管の災害対策業務 3 市有建築物の応急対策 4 応急危険度判定業務 5 応急仮設住宅等の供与 6 被災住宅建築物の支援</p>	<p>住宅政策課員 公共施設政策課員 建築指導課員 都市計画課員</p>
<p>上下水道対策部 ◎上下水道事業管理者 ○上下水道局次長</p>	<p>給水班 ◎上下水道総務課長 ○経理課長 ○営業課長</p>	<p>1 飲料水及び生活用水の供給 2 下水道工務班の協力</p>	<p>上下水道総務課員 経理課員 営業課員(普及推進G, 料金Gの職員)</p>
	<p>水道工務班 ◎水道工務課長 ○水道施設課長</p>	<p>1 水道施設に関すること</p>	<p>水道工務課員 水道施設課員 営業課員(給排水Gの職員)</p>
	<p>下水道工務班 ◎下水道工務課長</p>	<p>1 下水道施設に関すること 2 集落排水施設に関すること 3 建設班の協力</p>	<p>下水道工務課員</p>
<p>消防対策部 ◎消防長 ○消防本部次長</p>	<p>消防統制班 ◎消防課長 ○消防総務課長 ○予防課長 ○情報指令課長</p>	<p>1 災害情報に関すること 2 関係機関との連絡調整</p>	<p>消防課員 消防総務課員 予防課員 情報指令課員</p>
	<p>消防活動班 ◎中央消防署長 ○中央消防署統括指揮監 ○中央消防署副署長 ○南消防署長</p>	<p>1 災害防除活動</p>	<p>中央消防署員 // 北分署員 // 西分署員 // 東分署員 // 鈴峰分署員 南消防署員</p>

※支部派遣職員は、各班員には含まない。

第1章 総則

- ウ 車両施設等の被害状況調査及び災害復旧に関すること
 - (6) 自動車運送関係企業
 - 災害応急活動のため、市長の車両借り上げ要請に対する即応態勢の整備及び配車
 - (7) 報道機関
 - ア 市民に対する防災知識の普及及び各種予警報等の報道に関する対策並びに方法に関すること
 - イ 市民に対する情報等の報道に関すること
 - ウ 義援金品の募集、配分等の協力に関すること
 - (8) ガス事業者（三重県鈴鹿LPガス協議会及び~~東邦ガス株式会社鈴鹿サービスセンター~~~~東邦ガス株式会社北勢導管課~~)
 - ア 供給設備の安全性の強化
- 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者**
- (1) 平素から災害予防のための整備を図ること
 - (2) 災害時の応急対策を講ずること
 - (3) 市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力すること

第2章 災害予防・減災対策計画

第3節 地盤災害防止計画

第1項 計画の主旨

土石流，地すべり，がけ崩れ，地割れ，擁壁の倒壊等の災害が発生しないよう，住民への周知，適正な土地利用及び予防措置の指導，防災体制の整備等の対策を講じる。

第2項 市が実施する対策

1 現状

市域には，県が調査した土石流危険溪流27箇所，急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所189箇所（砂防指定箇所40箇所），地すべり危険箇所2箇所（地すべり指定箇所1箇所），山腹崩壊危険地区6箇所，崩壊土砂流出危険地区14箇所，三重県が平成25年度から令和~~元~~2年度にかけて指定した土砂災害警戒区域238箇所がある。

土砂災害危険箇所については，県により緊急施工の必要にある箇所から砂防工事等が実施され，危険区域内における有害行為の制限，防災措置の指導・勧告等がなされている。

また，これら危険箇所における警戒避難体制の確立等総合的な土砂災害対策が推進されている。

資料編2 防災上注意すべき自然的社会的条件

2 土砂災害の防止（危機管理部，産業振興部，土木部）

- (1) 急傾斜地崩壊等による災害予防のため，関係住民に対して，土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等の周知徹底を図る。また，がけ崩れ等を誘発するような危険行為を行わないよう指導するとともに，関係者自らがけ地等を観察して現状を把握するよう奨励する。
- (2) 必要に応じパトロール等を実施して，土石流危険溪流，急傾斜地崩壊危険箇所，地すべり危険箇所，山地災害危険地区等について実態の把握に努め，早期の自主避難などにより被害の未然防止を図る。
- (3) 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定された区域については，区域毎に警戒避難体制を整備する。
- (4) 警戒避難体制の整備に当たっては，災害情報の収集と伝達の円滑化を推進するため土砂災害情報~~相互通報~~提供システムを活用する。

〔警戒避難体制の内容〕

- ア 避難所の設置
- イ 避難指示等の発令時期決定方法
- ウ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法
- エ 避難誘導責任者

第2章 災害予防・減災対策計画

第9節 備蓄資材・機材等の整備計画

第1項 計画の主旨

住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図る。

第2項 市が実施する対策

1 備蓄資材・機材等の点検整備（各担当部）

それぞれの資機材等は、下記の点検責任者が平常時から点検整備を行い、不足するものについては、これを迅速に補充等、整備する。

対象となる資材・機材の種類	点検責任者
飲料水の応急給水に必要な機械器具	上下水道総務課
医療（助産）・救護に必要な器具	健康づくり課
防疫に必要な薬品器具	環境政策課
水害又は火災に必要な資材器具	消防課
災害対策本部及び支部等の自家用発電機	管財課・地域協働課

各機関の点検責任者は、それぞれ点検計画を作成し、実施する。

点検、整備は次の事項に留意し実施する。

(1) 資機材等

数量の確認、不良品の取替え、薬剤等の効果測定など

(2) 機械類

不良箇所の有無及び故障の整備、不良部品の取替え、機能試験の実施など

2 非常食料、生活物資の備蓄（危機管理部、上下水道局）

市は、~~新型コロナウイルス感染症等~~ 感染症（新型コロナウイルス感染症等）の感染状況を踏まえつつ、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄物資数量目標を設定し、企業等の協力を得ながら、あらかじめ調達体制を構築しておく。

なお、物資や資機材の管理は、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を活用して行う。

(1) 非常食料の備蓄

災害時の非常食料については、市庁舎防災備蓄倉庫等に備蓄するとともに、災害時に基幹的な収容避難所となる小・中学校、公民館、武道館等についても、分散備蓄を行う。

第2章 災害予防・減災対策計画

- (5) 災害時要援護者は、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、近隣住民等地域支援者及び支援団体等へ必要な情報を提供し、市へ災害時要援護者台帳登録を行う。
- (6) 災害時要援護者やその家族は、自分の住んでいる地域の避難場所や収容避難所等の位置を確認し、避難経路をあらかじめ把握する。
- (7) 災害は、家族全員が揃っているときに起こるとは限らないため、災害時要援護者については、あらかじめ、家族間でそれぞれの避難場所や連絡方法、集合場所を決めておく。
- (8) 平常時から、各自で最低3日分の食料品と水を用意する。
- (9) 各自でマスクや消毒液等、感染症予防~~対策~~用品を用意する。

2 災害発生時の対応

- (1) 地域において、高齢者、障がい者等の災害時要援護者がいることを理解し、状況に応じて声をかけて、一緒に避難する。
- (2) 避難場所等における災害時要援護者への対応については、地域支援者や地域担当スタッフを決めて必要な支援に取り組むことに努める。
- (3) 収容避難所において、段差の少ない場所やトイレに近い場所に、高齢者や障がい者を配置したり、集団で過ごすことが苦手な人や妊産婦等のためのスペースを確保するなど災害時要援護者の特性に応じた対応を行う。
- (4) 内臓機能、聴覚、音声・言語機能に疾患のある人など外見からは障がいのあることがわからない場合があるため、その対応に留意する。
- (5) 視覚障害者や聴覚障害者への配慮として、情報提供時に、読んで知らせる、放送で知らせる、掲示して知らせるなどを心がける。
- (6) 食料や生活物資の配布において、災害時要援護者に配慮して配布する。また、避難していない災害時要援護者がいるときは、自宅に取り残されていないか等協力して安否の確認を行う。

第2章 災害予防・減災対策計画

第2.1節 突発的災害への対策計画

第1項 計画の主旨

局地的大雨・竜巻・雪害等突発的災害に対処できるよう、関係機関の体制整備を目指す。

第2項 市が実施する対策（危機管理部，土木部，都市整備部，産業振興部，上下水道局）

1 局地的大雨対策

(1) 河川，下水道（雨水）及び道路の適切な維持管理

市管理の都市地域河川の有堤区間について、背後地の利用状況を考慮した適切な河川改修・維持管理を実施し、堤防の安全性の向上を図る。

市管理下水道（雨水）施設について、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される浸水被害の軽減を図る。

市管理道路について、浸水時の転落防止のための側溝蓋や転落防止柵等の設置、道路占用者に対するマンホール蓋浮上・飛散防止対策の指導、アンダーパス等浸水時危険箇所の通行止実施体制の整備、大雨時危険区間の雨量規制設定及び通行規制体制整備等による安全確保対策を講じる。

(2) 情報収集・伝達体制の整備

~~局地的大雨の発生状況や危険箇所等の把握をするためには、通常的气象情報の収集に加え、気象庁が提供する「降水短時間予報」や「高解像度降水ナウキャスト」や、~~

局地的大雨の発生状況や危険箇所等の把握をするためには、通常的气象情報の収集に加え、気象庁が提供するキキクル（危険度分布）の活用と共に、「降水短時間予報」や「高解像度降水ナウキャスト」、ケーブルテレビ事業者や国等が設置するライブカメラ等による状況確認が重要であり、また、レーダー観測技術の向上等により提供される情報の内容や精度も日々進歩していることから、平常時から局地的大雨対策に活用できる気象情報の種類や利用方法等についての研究を行い、災害対策に活用するとともに、市民・事業者等への情報提供を検討する。

(3) 洪水ハザードマップの作成・活用

国・県が作成する浸水想定区域図等を活用して洪水ハザードマップなどを作成し、市民・事業者等への情報提供を行うとともに、洪水からの避難・誘導訓練等への活用を図る。

(4) 土砂災害ハザードマップの作成・活用

県が指定する土砂災害警戒区域等を基に土砂災害ハザードマップなどを作成し、市民・事業者等への情報提供を行うとともに、土砂災害に関する防災訓練等への活用を図る。

第3章 災害応急対策計画

資料編16-5 防災に関する協定一覧（緊急消防援助隊の集結場所として株式会社モビリティランド鈴鹿サーキット敷地及び施設の借用にかかる覚書）

4 災害時における救急業務対策

災害時における救急業務は、消防機関、市の医療機関、運輸業者等の協力を求めて実施し、市のみではこれら救急業務が不可能な場合には、隣接市町村に対し応援を要請する。

なお、あらかじめ応援協定等を結んでおく。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（消防本部とジャパンレンタカー(株)と貸渡自動車に基づく覚書、アドベンチャーボート借用にかかる覚書）

5 火災気象通報の取扱

消防法第22条第1項の規定により津地方気象台から伝達される火災気象通報の発表基準及びその取扱は、次による。

~~（1）火災気象通報~~

~~津地方気象台長から通報される火災気象通報は、概ね次の基準による。~~

~~（降雨・降雪中は通報しないこともある。）~~

~~ア 実効湿度60%以下で、最小湿度30%以下となる見込みのとき。~~

~~イ 最大風速が13m/s以上となる見込みのとき。~~

~~ウ 実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下・最大風速が10m/s以上となる見込みのとき。~~

(1) 火災気象通報

津地方気象台長から通報される火災気象通報は、概ね次の基準等による。

- ・「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。
- ・通報における区域は、概ね市町村を単位とした「二次細分区域」として明記する。
- ・気象台等は、5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として、毎日朝（5時頃を想定）に三重県に通報する。三重県は、通報を受けた内容を市町等へ通報する。

(2) 火災警報の発表

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。

【林野火災空中消火対策計画】

第1項 計画の主旨

市の森林面積は3,586haとなっており、ひとたび火災が発生すると地理的条件等に